

規程第25号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会地域活動支援センター運営規程

（目的）

第1条 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する地域活動支援センター（以下「センター」という。）が、地域の障がい者に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図ることを目的とする。

（名称及び所在地）

第2条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 小美玉市地域活動支援センターかな
- （2）所在地 茨城県小美玉市部室1，106番地

（管理、運営）

第3条 センターの運営は、運営委員会が定める運営計画に従って運営するものとする。

（運営委員会）

第4条 センターの管理、運営を行うため、地域活動支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、本会地域活動支援センター運営委員会設置要項により運営する。

（責任者）

第5条 センターの管理、運営は、運営委員長が責任者となり作業訓練、生活訓練、講習会、機能回復訓練、相談等の事業を実施し、その監督をする。

（指導員）

第6条 指導員は必要に応じて置くこととし、運営委員長の命を受け、次のことに責任をもってあたる。

- （1）センターの備品、消耗品、構築物、資材の管理
- （2）通所者の給与、出勤簿、備品購入、休暇等に関する事務処理
- （3）火気、危険物などの災害可能物に対する取り締まり
- （4）センターの環境衛生の管理
- （5）通所者の作業の手配及び作業の指導
- （6）運営委員会の幹事

（7）その他，センター及び通所者に必要と思われる事項

（就業）

第7条 センターの就業日は週5日とし，就業日は，月曜日から金曜日までとする。ただし，国民の祝日及び振替休日，12月29日から1月3日までは休業日とする。

2 前項の規定にかかわらず，運営委員長が特に必要と認めた場合は，臨時休業又は休日と振り替えて就業することができる。

（就業時間）

第8条 センターの就業時間は，午前9時から午後3時30分までとする。ただし，運営委員長が特に必要と認めた場合は，就業時間を延長又は短縮することができる。

（休憩，休息时间）

第9条 休憩は，原則として正午から午後1時までの1時間とする。

2 休息時間は，原則として午前10時30分から10時45分及び午後2時30分から2時45分までの各15分間とする。

（作業計画）

第10条 センターは，運営委員会により計画された作業を行う。

（通所者の給与）

第11条 通所者の給与は出来高払いとし，通所日数等を考慮して運営委員会に諮り運営委員長が支払う。

（通所対象者）

第12条 通所対象者は，身体障がい者（児）及び知的障がい者（児），精神障がい者（児）で，原則として身体障害者手帳又は療育手帳，精神保健福祉手帳の交付を受けているものとする。

（定員）

第13条 センターの通所定員は，おおむね10名程度とする。

（送迎）

第14条 通所者の送迎は，各自又は家庭などで責任をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず，必要に応じて本会が送迎をすることができる。

（訓練上の注意）

第15条 訓練は、通所者の健康状態、能力適正等を充分考慮して行うほか、日常の生活行動に細心の注意を払いながら進めるものとする。

（保護者会）

第16条 センターの運営を円滑に図るため、協力団体として保護者会を設置・運営することができる。

2 保護者会の運営については、別に定める。

（積立金）

第17条 センター運営のため、通所者の給与支払いの資金の不足が生じたときの財源に充てるため、センター運営積立金を設置・運営することができる。

2 センター運営積立金の運営については、別に定める。

（委任）

第18条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月24日から一部改正する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から一部改正する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。